

第9回 大東市地域公共交通会議 議事概要

- . 日 時 平成30年7月17日(火)午後2時から午後4時まで
- . 場 所 大東市立市民会館 3階 304会議室
- . 出席者 委員14人(委員6人欠席)および事務局6人
- . 議題等
 - 1. 開会
 - 2. 市内南部地域におけるコミュニティバスの運行計画案等について
 - 3. 今後の予定について
 - 4. 閉会

1. 開会

- 2. 市内南部地域におけるコミュニティバスの運行計画案等について
<事務局より運行計画案について、資料説明>

【会長】

停留所について、変更事項の確認をお願いします。

【事務局】

南部コースの住道駅方面の御供田4丁目停留所について、停留所前の土地所有者様からの許可が得られなかったため、現在は設置しない方向で考えています。また、オークワの停留所については、現在土地所有者様と協議中であり、前向きな返事をいただいておりますので、変更する見込みではありませんが、承諾が取れない場合は、変更する可能性があるという状況でございます。

【委員】

土地所有者からの設置同意が得られないとのことですが、停留所を設置する道路は市の土地ではないのでしょうか。

【事務局】

道路自体は市の土地でございますが、停留所前の土地所有者などの同意も必要と考えてい

ます。

【会長】

御供田4丁目停留所設置について、将来的に改善される可能性はあるのでしょうか。また、運行が開始されたのち、状況が改善されて停留所の設置が可能となれば、再度交通会議にかけて運行計画を変更できると考えてよいのでしょうか。

【事務局】

御供田4丁目の停留所に関しましては、警察も含めて何か所か協議しましたが、設置できる場所がなかなかないというのが現状でございます。

また、状況が改善され、土地所有者の方との協議が調った場合、運行計画変更を会議で議決いただければ、停留所を設置できると考えています。

【委員】

オークワの停留所は協議中とのことですが、今後の会議等で議決できる機会はあるのでしょうか。

【事務局】

停留所が変更となれば、書面協議または本交通会議で変更の議決をいただきたいと考えております。

【会長】

御供田4丁目の停留所は片方向(中垣内方面)のみの設置となりますが、現時点で異議はないのでしょうか。

【委員】

行政の立場としては住民の利便性を最優先にして、地権者の説得にあたるべきだと考えますが、どうでしょうか。

【事務局】

御供田4丁目停留所の設置予定場所付近で、数か所の地権者に同意を求めましたが、過去に他の停留所設置に同意した際、バス利用者のマナーが悪く、ごみが散乱したなどの理由により、いずれも同意がいただけず、現時点では付近で停留所が設置できる適当な場所が見つからないという状況であり、強制的に停留所を設置するのは厳しいと考えています。

【会長】

所有地前の道路利用については、習慣的に、道路は所有していないが自分のものという意識が存在し、土地所有者の同意を得て実行するのと、公権力を発動することによって強制的に実行するのでは、成田国際空港の事例のように、その後の結果が変わってしまう可能性があるため、同意を得ることは必要と考えます。

また、地権者の中から停留所利用のマナーが悪いことから設置に難色を示されたという話もあるため、こういう場合には地元同士で問題に対応したうえで説得にあたり、最後の押しに市が出てくるほうがまとまりやすいのではないかと考えます。

なお、停留所につきましては、前回会議からの変更があり、委員の皆様の議決が必要となるため、再確認しますが、今会議では南部コースの御供田4丁目の停留所は片方向(中垣内方面)のみで承認していただき、並行して停留所の地権者には説得にあたり、同意が得られた段階で修正会議にかけます。その際には書面による議決とします。この議決方法で異議はないでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【会長】

次に朋来コースについて、1便目は現行ルートのみで、2便目以降は南部コースの車両を用いて運行計画書案のとおり運行するとなっています。今後、近鉄バスが時刻表などのダイヤ変更を行う際に、運行計画書案に示すルートに変更する予定で、ルートを変更する際には書面による議決とします。このことについて、ご協議いただけませんか。

【委員】

私はこの事務局案で問題ないと考えます。

【会長】

それでは、近鉄バスが運行している現行コミュニティバスがルートを変更することについて、あらかじめ同意をいただいたということによろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

<事務局より、運行事業者募集実施要領案について、資料説明>

【委員】

現時点で応募に意欲的な交通事業者はあるのでしょうか。

【事務局】

事前に交通事業者へ情報提供した際に、数社から応募してもいいという意向を聞いていますので、事業者が全くいないという状況ではないと考えています。

【委員】

この募集金額で採算ベースに乗らなかった場合、運行事業者に新たに費用を補填することは考えられるのでしょうか。

【事務局】

運行事業者募集実施要領案で示しております1日当たり50,400円という金額は、近畿運輸局が定めるタクシー車両（ハイヤー）を1日借り上げて運行する場合に必要な上限の金額であり、これ以上の経費は発生しないものと考えています。
また、この金額については交通事業者への事前ヒアリングの際にも問題ないとの意見でした。

【委員】

運行期間についてはどのように決定したのでしょうか。また、運行を開始して利用者が少ない場合は、運行期間を短縮することも検討されるのでしょうか。

【事務局】

車両の改良等があるため、運行期間が1年では採算をとることが難しく、最低でも3年の運行を保証して欲しいという交通事業者からの意見があったため、運行期間が3年以上になるよう、設定しました。

【委員】

運行事業者としては人件費、安全管理の面でリスクを持つことになるため、3年の運行保証は妥当だと考えます。

【会長】

運行は月水金曜日なので、運行会社は他の曜日は別の事業に車両を充てることできるため、大東市がすべての車両費用を被る状況ではありません。他の曜日の車両運用は応募さ

れた会社の経営判断に委ねることとなります。

また、今回の運行事業者募集実施要領案は、前回会議にて事務局に一任と議決されましたので、内容を承認いただくものではなく、参考にご意見をいただくものをご認識いただきたい。

【委員】

導入される車両へのバリアフリー法の適用について、本来であれば他に様々な基準がありますが、今回は資料に記載されている3項目（乗降口の踏み段の色彩差による認識 床面が滑りにくい仕上げになっていること 意思疎通を図るための筆談の備え）について最低限の基準をクリアする仕様となっています。使用車両に関し、バリアフリー法の緩和を受けするためには交通会議での議決が必要となっており、また、運行事業者が選定され、車両が決まってしまってからでは、このバリアフリー法に関する条件を変更することは難しいため、最終確認をしたいのですが、バリアフリー法の適用は、ここで記載されている3項目を最低限満たし、その他の基準については可能な限り満たす車両を使用するというところで本当によいのか、皆様で再確認いただきたい。

【会長】

それでは、再確認となりますが、ただいまご意見のありました、車両へのバリアフリー法の適用について、資料に記載されている3項目以上を最低限満たし、その他の基準は可能な限り満たす車両を使用することについて、皆様の同意をいただけたということでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【会長】

その他ご意見などはございますでしょうか。

【委員】

運行ダイヤについて、中垣内7丁目から中垣内6丁目までの運行時間が少し短く、信号で停車すれば3分程度余分に必要と考えますがどうでしょうか。

【事務局】

運行ダイヤにつきましては、運行事業者が決まった後、実際に車両で走行したうえ、最終的には皆様で再度議決をしていただき、決定したいと考えています。

また、なるべく遅延しないような運行が必要であるとは考えていますが、ダイヤに余裕を

持たせすぎると、停留所での時間調整が必要となってしまう、渋滞を引き起こす可能性もあるため、できるだけスムーズに運行できるようなダイヤになるよう、調整します。

【会長】

様々なご意見、ありがとうございました。後々、お気づきのことがあれば、反映できる内容に関しては早々に事務局までお知らせください。

3. 今後の予定について

<事務局より今後のスケジュールについて、資料説明>

【会長】

今後のスケジュールについて、何かご意見はございますでしょうか。

【委員一同】

意見なし。

【会長】

今後はスケジュールに沿って運行事業者の決定後、運行内容の微修正を行い、12月に第10回大東市地域公共交通会議を開催し、運行に関する事項を決定し、運行事業者から運行許可申請を行い、運行を開始する流れとなります。

また、議決した内容で、運行計画全体に与える影響が少ない微修正のようなものに関しましては、わたくしと事務局に一任とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。なお、微修正につきましては12月に報告して正式に議決をいただきます。

【委員一同】

異議なし。

4. 閉会

【事務局】

本日の会議内容について、不明点、質問がございましたら、事務局までお問合せください。本日は、ご出席、ご協力賜り、ありがとうございました。

以上